

件名

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件

○金融庁告示第百三十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（金融庁長官が定める場合）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合  
（自己資本の充実の状況に係る場合に限る。）は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第三条の  
規定により連結自己資本規制比率を算出する場合とする。

（事業年度の記載事項）

第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「  
法」という。）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場  
合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「自己資本の充実の状  
況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な  
開示事項並びに連結レバレッジ比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率  
の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十  
二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項を記載するものとする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数並びに当該金融業務を営む関連会社等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

### 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

#### イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等（格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
  - (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等の名称
- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) 使用する内部格付手法の種類
- (2) 内部格付制度の概要

- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。

- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
  - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
  - (iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/L方式を適用する場合に限る。）
  - (v) 居住用不動産向けエクスポージャー
  - (vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
  - (vii) その他リテール向けエクスポージャー
- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結自己資本規制比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 会社グループの子会社等（連結子法人等を除く。）及び関連会社等のうち、当該会社グループが行った証券化取引（会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に記載することを要する。）

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレス・テストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要へ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び  
評価の方法

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の

## 概要

十 トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 会社グループが内部管理上使用したトレーディング業務以外の取引から生じる金利リスク算定手法の概要

十一 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて最終指定親会社の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（  
（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。）

- (i) 事業法人向けエクスポージャー
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー
- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
  - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
  - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに記載することを要する。）

(2) 内部モデル方式

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

へ 連結総所要自己資本額（連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第五条第一項第七号において同じ。）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポ

ージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の記載も要する。)及びエクスポージャーの主な種類別の

内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらに次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。

ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの記載を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに連結自己資本規制比率告示第五十五条第二項第二号、第一百五十五条第二項第二号及び第二百二十五条第一項（連結自己資本規制比率告示第一百条、第一百三十三条及び第一百十二条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第二百二十九条第三項及び第五項並びに第四百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{default}$ を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイ

トの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る $EL_{\text{default}}$ を含む。）、の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数の区区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機

関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

#### 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの推計値を用いない手法をいう。以下イにおいて同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに記載することを要する。）

#### (1) 適格金融資産担保

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに記載することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスపోージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

#### 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォール

トしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

- (9) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク
- ・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと

又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

ロ 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

ハ 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する連結自己資本規制比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
  - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

- (iii) 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
  - (4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する連結自己資本

規制比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウ

エイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、

平均及び最低の値

ロ 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステス・バリュエーション・

アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リ

スク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方

乖離した場合についての説明

八 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(2)において「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

十 トレーディング業務以外の取引から生じる金利リスクに関して会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 会社グループにおける第一号の額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに

係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）

ロ デリバティブ取引等（連結自己資本規制比率告示第四十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

ハ レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

）の合計額をいう。）

ニ オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

二 金融機関等（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対 Nettoing 契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ニ 法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（

次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等からの預金及び借入金の前並びにコミットメントの未引出額

ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

四 発行済有価証券の残高

五 直前に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワー

クその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六 信託財産及びこれに類する資産の残高

七 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ 売買目的有価証券

ロ その他有価証券

十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一 対外与信の残高

十二 対外債務の残高

6 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

（中間事業年度の記載事項）

第四条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における自己資本の充実の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第一項中「金融商品取引法（以下「法」という。）」とあるのは「金融商品取引法」と、「前条」とあるのは「第二条」と、「に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という」とあるのは「に限る」と、「並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連

結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号二  
「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読  
み替えるものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 連結総自己資本規制比率
- 二 連結Tier1比率
- 三 連結普通株式等Tier1比率
- 四 連結における総自己資本の額
- 五 連結におけるTier1資本の額
- 六 連結における普通株式等Tier1資本の額
- 七 連結総所要自己資本額

八 連結における自己資本の構成に関する開示事項

九 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

十二 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十三 前最終指定親会社四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

2 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号によ

り、同項第十二号に掲げる事項は、別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

- 3 第一項第九号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

## 附 則

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁告示第二十一号）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第三条第二項及び第三項第十一号（これらの規定を第四条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第五条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式」とする。